

熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱

制定	平成20年12月26日市長決裁
改正	平成21年12月14日総務局長決裁
	平成22年 3月19日市長決裁
	平成22年10月 4日契約検査室次長決裁
	平成23年 2月28日契約検査室長決裁
	平成23年 6月20日契約検査室次長決裁
	平成24年 9月10日総務局長決裁
	平成25年 9月 3日総務局長決裁
	平成26年 9月 2日総務局長決裁
	平成26年11月21日総務局長決裁
	平成27年 2月19日契約検査総室副室長決裁
	平成27年 9月 1日総務局長決裁
	平成28年 3月28日契約検査総室長決裁
	平成28年 9月 8日契約政策課長決裁
	平成29年 9月 8日総務局長決裁
	平成30年 3月16日総務局長決裁
	平成30年 9月12日契約政策課長決裁
	平成31年 1月 8日総務局長決裁
令和 元年	5月 1日契約政策課長決裁
令和 元年	9月10日契約政策課長決裁
令和 2年	3月27日契約政策課長決裁
令和 2年	9月 9日契約政策課長決裁
令和 3年	8月20日総務局長決裁
令和 4年	9月 2日総務局長決裁
令和 6年	6月12日総務局長決裁
令和 6年	8月13日総務局長決裁
令和 7年	8月 7日契約政策課長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の関係法令に基づき、熊本市が発注する業務委託契約等（別表第1に規定する歳出科目に係る契約をいう。以下同じ。）に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）及び参加資格の審査（以下「資格審査」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(資格審査の申請)

第2条 業務委託契約等に係る競争入札に参加しようとする者は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、次に掲げる関係書類（第1号及び第7号に掲げる当該書類を除く。）を添付して、市長に申請しなければならない。ただし、当該方法によらない場合は、業務委託競争入札等参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 参加希望業種表（様式第1号の2）
- (2) 建物清掃業者用個別調書（様式第1号の3）
- (3) 建物清掃業者用資本関係・人的関係調書（様式第1号の4）
技術者等調書（様式第1号の5）
技術者一覧表（様式第1号の6）
- (4) 使用印鑑届（様式第2号）
- (5) 支店、営業所等の長に市との取引に係る権限の一部を委任するものにあつては、その委任状況シート（様式第3号）
- (6) 契約実績一覧表（様式第4号、様式第4号の2、様式第4号の3）
- (7) 市税滞納有無調査承諾書
- (8) 相手方登録申請書

- (9) 役員等名簿及び照会承諾書
- (10) 法人にあっては登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）
- (11) 消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
- (12) 法人にあっては申請する日の属する年度の直前の事業年度分の財務諸表（貸借対照表及び損益計算書等をいう。）、個人にあっては申請する日の前年分の所得税確定申告書の写し
- (13) 営業に関し法律上必要とする許可、登録等の証明書
- (14) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請は、定期又は随時に受け付けるものとする。

3 申請の時期、場所及び方法については、必要な事項をあらかじめ公告するとともに広報紙等で広報するものとする。

4 申請者が、申請した内容及び第1項各号に定める関係書類について、修正指示又は不足書類の提出指示に、迅速かつ誠実に対応しない場合は、申請の意思がないものとみなす。

5 受け付けた申請書及び関係書類は原則返却しないものとする。

（特例）

第2条の2 前条に規定する書類の提出は、参加資格を得ようとする年度と同じ年度を対象とした物品競争入札（見積）参加資格及び小規模修繕契約希望者参加資格について、同時に審査の申請を行う場合は、同条に定める書類の一部の添付を省略することができる。

（参加者の資格）

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、参加資格を有しないものとする。

- (1) 令第167条の4第1項各号に規定する者
- (2) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成18年告示第105号。以下「暴力団排除措置要綱」という。）第3条第1号に該当する者
- (3) 審査基準日（申請を受け付けた日の属する月の初日をいう。）以前1年以上引き続き営業を営んでいない者（市長が特に認めた者を除く。）
- (4) 営業に関し、別表第2に規定する許認可、免許等を得ていない者

（資格審査の実施）

第4条 市長は、申請を受け付けたときは、前条に規定する資格のほか、次に掲げる事項について審査を行うものとする。

- (1) 売上高
- (2) 従業員の状況
- (3) 資本額
- (4) 営業年数
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める項目

2 市長は、前項の審査を行い、参加資格があるものと認めたときは、その結果を市ホームページにおいて公表するものとする。

3 前項に規定する公表は、第6条に規定する有効期間の開始日までに行うものとする。ただし、熊本市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成24年規則第102号）第5条第1項に規定する公告又は第6条第1項に規定する公示に係る競争入札に参加しようとする者（以下「特定調達競争入札参加希望者」という。）について、前項の規定により参加資格があるものと認めたときは、速やかに当該公表を行うものとする。

（有資格業者の登録）

第5条 市長は、前条第2項の規定により参加資格を有すると決定された者（以下「有資格業者」といい、当該決定された日を「資格認定日」という。）を、熊本市業務委託契約等競争入札参加資格者名簿（以下「参加資格者名簿」という。）に登録するものとする。

2 参加資格者名簿は、市ホームページ等に公開するものとする。

（参加資格の有効期間）

第6条 参加資格の有効期間は、次の各号に定める期間とする。

- (1) 定期の受付により有資格業者となった場合は、資格認定日の属する年度の翌年度の4月1日から2年間
- (2) 随時の受付により有資格業者となった場合は、資格認定日の翌月の1日から前号に規定する期間の末日まで
- (3) 特定調達競争入札参加希望者が有資格業者となった場合は、資格認定日から第1号に規定する期間の末日まで

（変更等の届出）

第7条 有資格業者が次の各号のいずれかに該当するときは、参加資格申請内容変更届（様式第5号）により遅滞なく市長に届け出なければならない。

- (1) 別表第2に定める許可等が失効し、又は取り消されたとき。
- (2) 住所又は氏名（法人の場合にあつては、本社、支店等の所在地若しくは名称又は代表者職氏名）に変更があつたとき。
- (3) 営業を休止し、又は廃止したとき。
- (4) 代理人を変更したとき。
- (5) 印鑑証明を受けた印鑑又は使用印鑑を変更したとき。
- (6) 参加希望業種を変更したとき。
- (7) 暴力団排除措置要綱第2条第3号に定める役員等の変更があつたとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、第4条第1項の規定により審査された申請内容及び関係書類の内容に変更が生じたとき。

（参加資格の承継）

第8条 有資格業者から営業を承継し、その営業と同一性を失わない営業を引き続き行おうとする者で次に掲げるものは、その承継する営業に対応する参加資格を承継することができる。

- (1) 個人事業主が死亡した場合におけるその相続人
 - (2) 個人が法人を設立した場合におけるその法人
 - (3) 法人が合併若しくは分割をした場合における合併後存続する法人又は合併により設立された法人若しくは分割により営業を承継した法人
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、これらの号に類すると認められるもの
- 2 前項の規定に基づき参加資格を承継しようとする者は、参加資格承継申請書（様式第6号）に当該承継の事実を証する書類及び第2条第1項各号に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。
- 3 市長は、前項の参加資格承継申請書の内容を審査のうえ、その結果を申請者へ通知するものとする。

（参加資格の取消し）

第9条 市長は、有資格業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を取り消すものとする。

- (1) 第3条第1号又は第2号に該当したことが判明したとき
 - (2) 有資格業者の代表者の死亡等により、第7条に定める届出の事実がなく、前条第1項に掲げる者からその事実を証する書類が提出されたとき
- 2 市長は、前項の規定により資格を取り消したときは、その者の参加資格者名簿の登録を抹消し、その者に通知するものとする。ただし、その旨について通知すべき者がいないときは、その限りではない。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、参加資格及び資格審査に関し、この要綱の規定に加えて資格を定めることを妨げない。

- 2 市長は、やむを得ない事情があると認める場合は、この要綱の規定にかかわらず、別に参加資格及び資格審査について必要な事項を定めることができる。
- 3 前2項の場合において、一般競争入札を行う場合には、熊本市業務委託契約等に係る指名競争入札参加者等指名基準取扱い要綱（平成20年告示第732号）第2条第1号ウに規定する者を参加資格を有しない者として定めるものとする。

（準用）

第11条 この要綱の規定は、業務委託契約等に係る随意契約を行う場合の契約相手方として必要な資格及び資格の審査等において準用する。ただし、令第167条の2第1項第1号（性質又は目的が競争入札に適しないものに限る。）及び第2号（コンペ・プロポーザル方式による契約を除く。）による随意契約については、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

- 2 この要綱の規定は、熊本市業務委託におけるプロポーザル方式及びコンペ方式実施要綱第8条第1項に規定する公表に係るプロポーザル方式又はコンペ方式に参加しようとする者として必要な資格及び資格の審査等において準用する。この場合において、第4条第3項中「熊本市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成24年規則第102号）第5条第1項に規定する公告又は第6条第1項に規定する公示に係る競争入札に参加しようとする者」とあるのは、「熊本市業務委託におけるプロポーザル方式及びコンペ方式実施要綱第8条第1項に規定する公表に係るプロポーザル方式又はコンペ方式に参加しようとする者」と、第6条第3号中「特定調達競争入札参加希望者」とあるのは、「熊本市業務委託におけるプロポーザル方式及びコンペ方式実施要綱第8条第1項に規定する公表に係るプロポーザル方式又はコンペ方式に参加しようとする者」と読み替えるものとする。

(その他の事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか、参加資格及び資格審査に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年12月26日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に入札参加資格者名簿に登録されている者の登録の有効期間は、なお従前の例による。
(鹿本郡植木町の編入に伴う経過措置)
- 3 鹿本郡植木町の編入の日前において同町の業務委託等(工事に付帯する委託、建物清掃委託及び複写機賃貸借を除く。)の契約に係る競争入札に参加する資格を有している者は、この要綱の規定に基づく有資格業者とみなす。

附 則

この要綱は、平成21年12月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月20日から施行する。

附 則

(施行日)

- 1 この要綱は、平成24年9月10日から施行する。
(熊本市複写機賃貸借業務指名競争入札参加申請資格要領の廃止)
- 2 熊本市複写機賃貸借業務指名競争入札参加申請資格要領(平成18年2月22日契約検査室長決裁)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 前項の規定による廃止前の熊本市複写機賃貸借業務指名競争入札参加申請資格要領第5条に規定する有資格業者は、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加資格者等の資格等に関する要綱第5条に規定する入札参加資格者とみなす。
- 4 令和3年度及び令和4年度において有資格業者となった者の当該有資格業者としての有効期間に係る第6条の規定の適用については、同条第1号中「2年間」とあるのは、「4年間」とする。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年11月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年9月1日から施行する。

別表第1（第1条関係）

節	歳出科目	細節	説明	名称	摘要
1 1	需用費	0 1	0 1 2	コピーカウンター料	
1 2	役務費	0 1	0 1 0	保険料	
			0 3 0	郵便料	
			0 4 0	広告料	
			0 5 0	筆耕料	
			0 7 0	不動産鑑定料	
			0 9 0	その他	公金の収納に関する 手数料、預金調査手数料及び地方債発行に 要する手数料に係る ものを除く
1 3	委託料	0 1	0 1 0	清掃委託料	
			0 1 1	廃棄物収集運搬処理業務委託料	
			0 1 2	環境整備関連業務委託料	
			0 2 0	警備委託料	
			0 3 0	空調設備保守点検委託料	
			0 3 1	消防設備保守点検委託料	
			0 3 2	昇降機等保守点検委託料	
			0 4 0	その他施設設備維持管理委託料	
			0 5 0	施設設備オーバー・ホール業務委託料	
			0 5 1	清掃施設オーバー・ホール業務委託料	
			0 6 0	電算システム開発・運営委託料	
			0 7 0	測量・設計等委託料	うち、工事に付帯する 契約に係るもの及び これに類するものを 除く
			0 8 0	調査研究委託料	うち、工事に付帯する 契約に係るもの及び これに類するものを 除く
			0 9 0	公共嘱託登記委託料	
			1 0 0	その他	うち、工事に付帯する 契約に係るもの及び これに類するものを 除く
1 4	使用料及び賃借料	0 1	0 1 0	タクシー使用料	
			0 5 0	情報機器関係借上料	
			0 6 0	その他	うち、高速道路の使用 料に係るものを除く

別表第2（第2条、第3条関係）
許認可・免許等一覧【業務委託等】

第1分類	第2分類	必要な許可・認可・登録等・その他
(1) 庁舎管理	① 庁舎衛生管理	建築物環境衛生管理事業登録
	② 建物清掃	
	③ その他庁舎管理	
(2) 浄化槽管理	① 浄化槽点検清掃	浄化槽保守点検業者登録 浄化槽清掃業者許可
(3) 樹木保護管理	① 樹木保護管理	
(4) 建物設備管理	① 設備機器運転監視	
	② 自動ドア保守	
	③ 自家用電気工作物保守	
	④ 自家用電気工作物保安管理	過去の実績が確認できる契約書等の写し
	⑤ ボイラー保守	
	⑥ エレベーター保守	
	⑦ 空調設備保守	
	⑧ 消防・自家発電設備保守	
(5) 警備	① 機械警備	警備業認可、機械警備業務開始届出書
	② 人的警備	警備業認可
(6) 検査業務	① 水質検査	
	② 大気検査	
	③ 土壌分析	
	④ 健康診断業務	
	⑤ ダイオキシン類検査	
	⑥ 地下オイルタンク検査業務	
	⑦ その他検査業務	
(7) 調査業務	① 都市計画関係調査	
	② 交通関係調査	
	③ 不動産等鑑定調査	不動産鑑定業者登録
	④ 環境アセスメント調査	
	⑤ 市場・世論調査	
	⑥ 航空写真撮影	
	⑦ 森林関係調査	
	⑧ その他の調査	
(8) 文化財調査	① 埋蔵文化財発掘調査	
	② 文化財修復業務	

第1分類	第2分類	必要な許可・認可・登録等・その他
(9) 環境関係測定機器保守	①大気汚染観測機器	
	②水質汚濁観測機器	
	③地下水位観測機器	
(10) 機器保守	①防災通信施設保守	
	②研究機器等保守	
	③OA機器保守	
	④その他機器保守	
(11) 広報・広告業務 (※収入を伴う契約を除く)	①企画・制作	
	②映画・ビデオ制作	
(12) 催事関係業務	①企画・運営業務	
	②会場設営	
(13) 廃棄物処理業務	①一般廃棄物収集運搬、処分	一般廃棄物収集運搬業許可（引越・ビル清掃・特定再資源・廃家電限定は除く）
		一般廃棄物収集運搬業許可（し尿）
		一般廃棄物処分業許可
	②産業廃棄物収集運搬、処分	産業廃棄物収集運搬業許可
		産業廃棄物処分業許可
	③特別管理産業廃棄物収集運搬、処分	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可
(14) 運送業務	①運送業務	貨物自動車運送事業法による許可、届出
	②一般乗用旅客自動車運送事業 (福祉輸送事業限定) (個人・法人)	道路運送法による許可、届出
	③特定旅客自動車運送事業 (指定訪問介護事業者)	道路運送法による許可、届出
(15) 給食業務	①給食業務	
(16) クリーニング	①クリーニング	クリーニング業届出
(17) 情報処理業務	①情報システム全般の設計、開発、維持管理	
	②電子計算機用データ入力	
	③ホームページ制作・維持管理	
	④その他の情報処理業務	
(18) リース・レンタル	①OA機器類	
	②複写機賃貸借	
	③その他のリース・レンタル	
(19) 研修業務	①研修業務	
(20) その他	①その他の業務委託	

様式第1号（第2条関係） 様式略
様式第1号の2（第2条関係） 様式略
様式第1号の3（第2条関係） 様式略
様式第1号の4（第2条関係） 様式略
様式第1号の5（第2条関係） 様式略
様式第1号の6（第2条関係） 様式略
様式第2号（第2条関係） 様式略
様式第3号（第2条関係） 様式略
様式第4号（第2条関係） 様式略
様式第4号の2（第2条関係） 様式略
様式第4号の3（第2条関係） 様式略
様式第5号（第7条関係） 様式略
様式第6号（第8条関係） 様式略